



## 5月号から広報おびひろの 配布方法が変わります

問い合わせ 広報広聴課（市庁舎3階、☎65・4109）

広報おびひろの配布は、これまで町内会などの皆さんにご協力いただいていたが、町内会などの負担を軽減するとともに、市民の皆さんへ市政情報を確実にお届けするため、配布方法を市からの直接配布へ変更します。



### 市街地への配布方法

#### 委託業者によるポストへの投函（ポスティング）

- ・市の委託業者が各家庭のポスト（郵便受け）に、広報紙を1部投函します。集合住宅は、集合ポストに投函される場合があります。
  - ・広告物（チラシ）や新聞と一緒に投函される場合があります。
  - ・明らかな空き家には配布しません。
- ※一部ポスティングで対応できない地域の世帯へは郵送します。



### 川西地区・大正地区への配布方法

#### 郵便によるポストへの投函

住民票に記載されている世帯主に対し、広報紙を1部、封筒に入れて郵送します。  
※複数世帯が同居している場合は、2部以上届くことがあります。



## 4月から防犯灯が 市に移管されます

問い合わせ 市民活動課（市庁舎3階、☎65・4130）

市ホームページID.1017419

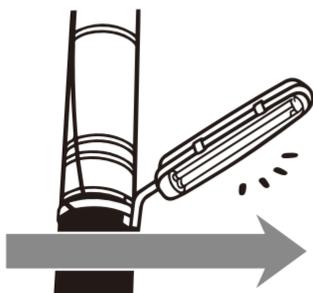
防犯灯は、これまで町内会などが設置や修繕、電気料金の支払いなどの維持管理を行い、帯広市はその費用の補助を行ってきました。

しかし近年、町内会の解散による防犯灯の撤去や、電気料金などの経費負担について町内会の加入者と未加入者との間で不公平感が生じるなど、これまで通りの維持管理が難しくなっています。

このため、令和8年4月1日から、町内会などが維持管理する防犯灯を帯広市に移管することにしました。

#### 町内会

#### 帯広市



#### これまで… 町内会が管理

- ・電気料金は町内会が負担
- ・新規設置や故障時などは、町内会が業者に依頼
- ・加入率低下による経費負担の不公平感
- ・町内会の解散時には防犯灯を撤去

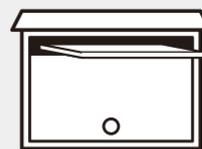
#### これから… 市が管理

- ・電気料金は市が負担
- ・新規設置や故障時などは、市が業者に依頼
- ・町内会の負担軽減

### 配布に関する Q&A

Q 毎月、いつごろ届くの？

A 発行日（毎月1日）の前月下旬から末日までに順次お届けします。  
※天候状況により配布が遅れる場合があります。



Q 広報紙以外に届くものはあるの？

A ごみコミュニティメールや市議会だよりなど、市や市の関係機関からの配布物がある場合は、広報紙と同時にお届けします。



Q 公共施設などへの設置は継続するの？

A 各家庭のポストに直接投函するため、広報紙が届かない世帯用として設置していた、コンビニ、スーパー、郵便局、金融機関への設置は終了します。

公共施設については、市庁舎（1階総合案内・3階広報広聴課）、川西支所、大正支所、図書館、とかちプラザ、各コミュニティセンター（西帯広・鉄南・東・緑西・啓北・南・帯広の森・森の里）に設置します。  
※数に限りがあります。

### 防犯灯に関する Q&A



Q. 新たに防犯灯を設置してもらえるの？

A. 設置基準に準じて地域一帯に暗がりが発生している地域に、毎年予算の範囲内で順次設置をする予定です。  
一方で、防犯灯のすぐ近くに幹線道路などを照らす道路照明灯があるなど、その場の明るさが十分な場合は撤去することがあります。



Q. 防犯灯の見回りは市が行うの？

A. 市内には1万5千灯以上の防犯灯が設置されているため、地域の皆さんにもご協力いただきたいと思います。不点灯など故障を発見した場合は、市民活動課へご連絡ください。



Q. 防犯灯が故障した場合、修理までどれくらい時間がかかるの？

A. 暗さに反応して点灯するセンサーの故障であれば、数日で完了することもあります。が、灯具そのものを交換しなければならない場合は、1カ月程度を要する場合があります。

